

第2期愛川町自殺対策計画

～「誰も自殺に追い込まれることのない町」を目指して～

令和6年3月

愛 川 町

はじめに



町民一人ひとりが命を大切にするとともに、全ての人がかげがえのない個人として尊重され、自分らしく心豊かな生活を送れる社会を築くこと、それが私の願いであります。

近年、我が国の自殺者数は、減少傾向にあるものの、依然として年間2万人を超える命が自殺によって失われています。

自殺はその多くが、経済や生活の問題、健康の問題等、様々な社会的要因が複合的に絡み合い深刻化した結果による「追い込まれた末の死」であり、個人の問題ではなく、未然に防ぐことができる社会的な問題であるということを町民の皆様とともに認識・共有し、社会全体でその対策に取り組む必要があります。

こうしたことから、愛川町では平成31年3月に、「愛川町自殺対策計画」を策定し「自殺者0（ゼロ）の町」を目標に掲げ、総合的かつ効果的に自殺対策を推進してまいりましたが、本年3月をもって、第1次計画の計画期間が終了することに伴い、この間の社会情勢の変化や浮き彫りとなった新たな課題等にも対応すべく、ここに第2次計画を策定したものです。

今後は、この計画がより実効性のあるものとなるよう、国や県をはじめ、関係機関のご指導、ご協力をいただきながら、保健、医療、福祉、教育、労働その他各分野が有機的に連携した自殺対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、町民の皆様には、引き続き、より一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見を賜りました愛川町福祉のまちづくり推進委員会の委員皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和 6年 3月

愛川町長 小野澤 豊

目次

第1章 計画の概要	1
1-1 計画改定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の期間	2
第2章 愛川町の自殺の特徴	3
2-1 自殺の現状	3
(1) 自殺者数	3
(2) 男女別・年齢別自殺者の状況	4
(3) 自殺の特徴と背景について	5
2-2 地域自殺実態プロフィール	7
第3章 愛川町自殺対策計画（第1期）の取組状況	8
第4章 自殺対策が目指すもの	10
4-1 基本理念	10
4-2 施策の体系	11
4-3 計画の目標	11
第5章 自殺対策の取組み	13
5-1 基本施策	13
(1) 地域におけるネットワークの強化	13
(2) 自殺対策を支える人材の育成	14
(3) 町民への啓発と周知	16
(4) 生きることの促進要因への支援	17
5-2 重点施策	20
(1) 子ども・若者の自殺対策の推進	20
(2) 中・高年世代の自殺対策の推進	22
(3) 高齢者の自殺対策の推進	23
(4) 女性に対する自殺対策の推進	25

第6章 計画の推進体制 27

6-1 実施体制及び進捗管理（点検・評価）	27
-----------------------------	----

第7章 資料編 28

資料1 愛川町福祉のまちづくり推進委員会委員名簿	28
--------------------------------	----

資料2 計画策定経過	29
------------------	----

第1章 計画の概要

1-1 計画改定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に急増して以降、年間3万人を超える状態が続いていました。このため、国では、平成18年に「自殺対策基本法」を施行するとともに、翌年には、自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を策定し、自殺対策を総合的に推進してきました。

こうした中、平成22年以降は、全国的に自殺者数が減少傾向に転じましたが、依然として、年間2万人を超える尊いいのちが失われる非常事態が続いている状況にあったことから、平成28年には、「改正自殺対策基本法」が施行され、各地方公共団体において、地域の実情に応じた「自殺対策計画」を策定し、自殺予防等に係る施策を推進することとされました。

本町においても、このような国の動向や県の自殺対策に関する施策を踏まえ、自殺予防を総合的かつ効果的に推進するための計画として「愛川町自殺対策計画（第1期）」を平成31年3月に策定し、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現のため、各種の取組みを展開してきたところです。

この計画期間中には、未曾有のコロナ禍による行動制限や生活様式の激変などの過度なストレスの影響から、全国的な傾向として、女性や子ども・若者の自殺が社会問題化するなどの状況が発生しています。

このような状況を背景として、令和4年10月には、現下の自殺の実態を踏まえて、国において「自殺総合対策大綱」が見直され、自殺対策に係る具体的な取組みの方向性が改めて示されました。この新たな大綱では、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどを受けて、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援強化」や「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」を今後5年間で取り組むべき施策として新たに位置づけました。

このたび本町では、「愛川町自殺対策計画（第1期）」の計画期間が満了することから、国の「改正自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、引き続き、地域の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に進めていくために、ここに第2期計画として、本計画を策定することとしました。

1-2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、国の「自殺総合対策大綱」が示す方針を踏まえ策定するものです。

また、本計画は、関連計画である県の「かながわ自殺対策計画」や、本町の「愛川町障がい者計画」・「愛川町地域福祉計画・地域福祉活動計画」・「愛川町健康プラン」のほか、上位計画である「第6次愛川町総合計画」との整合を図ります。

1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

本計画に掲載した統計数値について

本計画における、本町の『自殺者数』と『自殺死亡率』は、「町内に住所を有する者」が「自傷行為により死亡した時点」に基づき、国において集計した統計資料を使用しています。

※ 神奈川県の数値は、県内全市町村の合計値

第2章 愛川町の自殺の特徴

2-1 自殺の現状

(1) 自殺者数

本町における自殺者数の推移は、次のとおりです。

前述したとおり、国、県レベルの数値は、明確な減少傾向を示しており、本町においても、年によりばらつきはあるものの、5年間ごとの推移を見ると、減少傾向にあることが分かります。

●自殺者数の推移（各5年間の合計）

（単位：人）

	平成20年～平成24年	平成25年～平成29年	平成30年～令和4年
愛川町	62 年平均（12.4）	33 年平均（6.6）	21 年平均（4.2）
神奈川県	9,200 平均（1,840）	7,048 年平均（1,410）	6,268 年平均（1,254）
全 国	145,819 年平均（29,164）	118,895 年平均（23,779）	104,250 年平均（20,850）

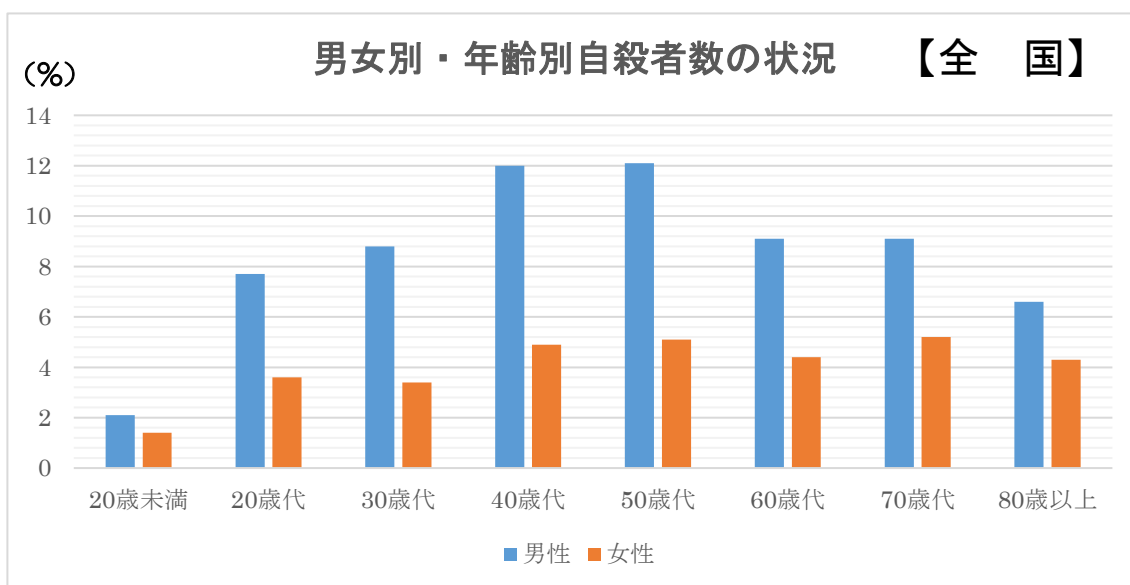
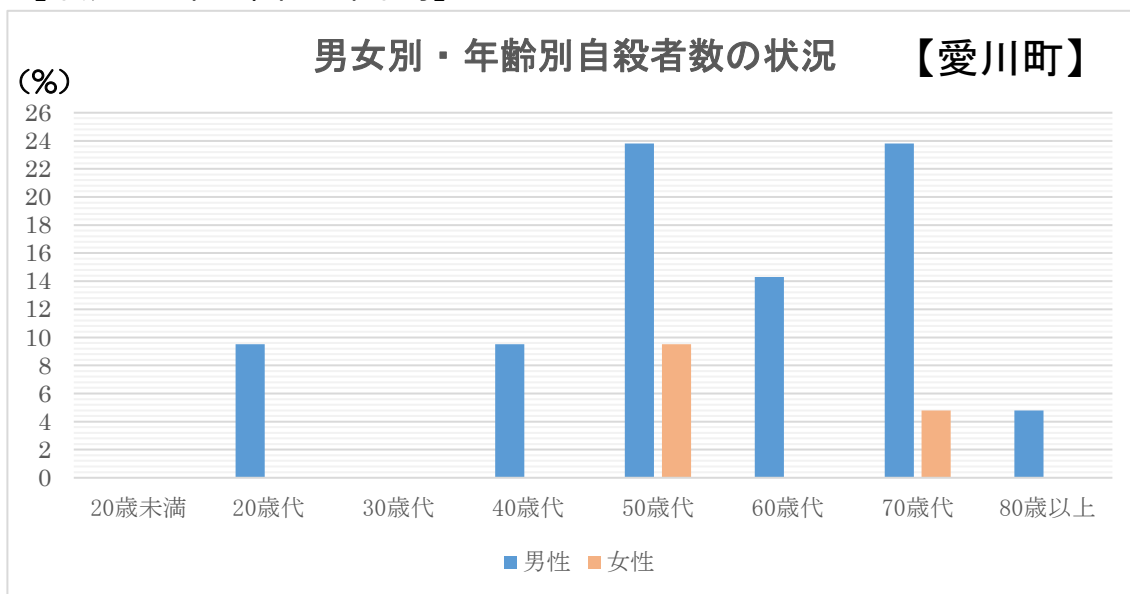
※ 平成25年以降の直近10年間のデータは、警察庁が所管する「自殺統計」を元に、厚生労働省自殺対策推進室が再集計した「地域における自殺の基礎資料」の数値を使用し、本計画における地域特性等の分析に活用しています。

なお、平成20～24年のデータについては、同資料の集計を行っていない年があるため、厚生労働省が別途集計している「人口動態統計」の数値を使用しています。

(2) 男女別・年齢別自殺者の状況

平成30年から令和4年の自殺者数の男女別構成では、全国の傾向と同様に、本町においても男性の比率が圧倒的に高くなっています。さらに、年齢別構成を見ると、50から70歳代の方の比率が高くなっており、本町における特徴としては、中高年世代の男性の自殺者が多いことが分かります。

【平成30年～令和4年平均】



【資料】「地域における自殺の基礎資料」を元に、自殺総合対策推進センターが「地域自殺実態プロファイル」として集計

(3) 自殺の特徴と背景について

平成30年から令和4年の本町における自殺者の特徴として、下表のとおり「男性40～59歳、無職・独居」というケースが最も多く、5人の方が自殺により亡くなっています。同様に、自殺死亡率から見ても、「男性40～59歳、無職・独居」というケースの出現率が非常に高くなっている状況です。

統計（自殺実態白書）によれば、自殺に至ってしまうまでの間には、職場や家庭での悩み、失業による生活苦、疾病や介護の問題など、その背景には様々な要因が複雑に絡んでいることが分かっています。

●本町における主な自殺者の特徴

上位5区分		自殺者数 (5年間合計)	自殺死亡率 (人/10万人)	背景にある主な自殺の危機経路 (一般的な例示)
1	男性 40～59 歳 無職・独居	5人	618.7	失業→生活苦→借金→ うつ状態→自殺
2	男性 60 歳以上 無職・同居	5人	31.2	失業(退職)→生活苦+介護の 悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3	男性 60 歳以上 無職・独居	3人	84.4	失業(退職)+死別・離別→ うつ状態→将来生活への悲観 →自殺
4	女性 40～59 歳 無職・同居	2人	17.2	近隣関係の悩み+家族間の 不和→うつ病→自殺
5	男性 40～59 歳 有職・同居	2人	9.1	配置転換→過労→職場の人間 関係の悩み+仕事の失敗→ うつ状態→自殺

【資料】「地域における自殺の基礎資料」を元に、自殺総合対策推進センターが「地域自殺実態プロファイル」として集計

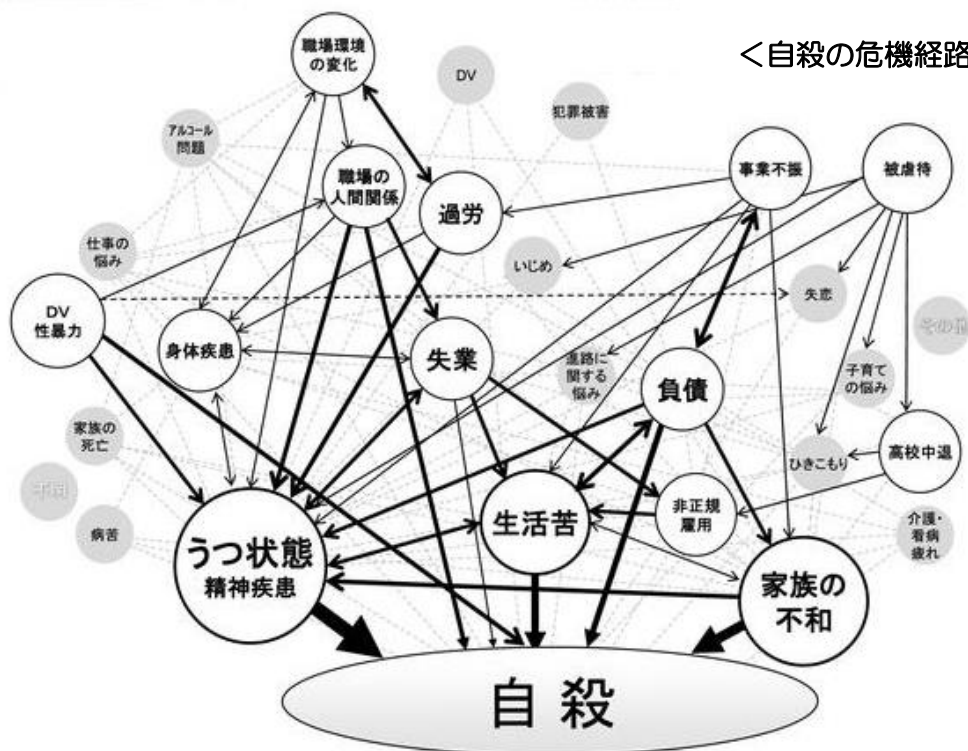
※この統計は、性別、年齢、就労の有無、家族形態の類型ごとに、5年間の自殺者数と自殺者の出現率（自殺死亡率=類型ごとの人口を10万人に換算した場合の自殺者数）を示し、本町における自殺者の特徴を表したものです。なお、上位5区分まで掲載しています。

※自殺死亡率の母数（人口）は、令和2年の国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにおいて推計したものです。

国の指針により、自殺の統計データの取り扱いにはデータや内容により公表可否が定められています。特に年内の自殺者数が5人未満の数値は、公表不可となっていることから、本計画では5年間の合計人数で掲載しています。

●自殺の背景にある自殺の危機経路

自殺の原因・動機は、様々な要因が複雑に絡み合っています。次に示す図は、NPO法人ライフリンク「自殺実態1,000人調査」結果から見てきた自殺に至るまでの経路です。



【資料】NPO法人ライフリンクが「自殺実態1,000人調査」として集計

図中の丸印の大きさは要因の発生頻度を表し、丸印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いこととなります。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表し、太さが太いほど因果関係が強いこととなります。

自殺時に抱えていた要因数は平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起きていることがわかっています。例えば「身体疾患」がきっかけで「失業」し、収入が減少したことで「生活苦」に陥り、「多重債務」を抱えて、金銭的にも追い込まれ、「うつ状態」になり、「自殺」に繋がるというケースです。自殺の背景に潜む要因の一つ一つには既に様々な対策がなされていますが、それにも関わらず自殺で亡くなる方が後を絶たないのは、それぞれの対策がバラバラに行われてしまっているために、自殺の危機経路の進行を断ち切ることができていないことが背景にあります。一人の自殺を止めるためには、各対策を講じている関係機関が連携してプロセスで起こる自殺を断ち切る必要があります。

2-2 地域自殺実態プロフィール

地域の実情に即した自殺対策を推進していくためには、地域内で発生した自殺に係る実態を分析し、その特性等を把握しておく必要があります。

これまでの分析から本町は、次のとおり、いくつかの特徴があることが分かります。

- ◆ 自殺者の数は、平成30年から令和4年で合計21人となっており、5年間ごとの合計人数で比較すると、減少傾向を示している。
- ◆ 自殺死亡率は、県の水準を下回る年が多くなっている。また、本町の場合は、人口規模が小さいこともあり、年により変動の幅が顕著であり、数値にばらつきが見られる。
- ◆ 50から70歳代の男性の自殺が多くなっており、平成30年から令和4年の町内における自殺者総数の61.9%を占めている。
- ◆ 全国の水準との対比では、女性と若年者層の自殺割合が比較的低い。

本町のこれまでの取組みとして、自殺対策を担う人材の育成事業をはじめ、各種相談事業や啓発事業など、様々な自殺対策事業を推進してきたことにより、町内居住者の自殺者数は、減少傾向にあるといえます。

しかしながら、本町の自殺者は、50から70歳代の男性によるケースが多く発生し、主に生活苦や仕事上の悩みなどが背景にあると推測される中高年世代の自殺が多く発生している状況にあります。

また、本町の若年者層における自殺の発生は、直近のデータでは少ない傾向にありますが、全国的に見ると、いじめや孤独などの悩みを抱え、自らのちを絶つ子どもたちや若者も多く、社会問題となっていることを認識しておく必要があります。

第3章 愛川町自殺対策計画（第1期）の取組状況

愛川町自殺対策計画（第1期）の取組み状況については、次のとおりとなっています。本計画では、この状況を踏まえ、基本施策・重点施策に係る自殺対策の取組みを効果的に推進していくこととします。

● 基本施策

計画における項目	実施内容
基本施策（1）地域におけるネットワークの強化	
①地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議の開催	地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議を通じて情報共有を行い、課題の共有、対応方法について関係機関と協議を深めることができた。
②民生委員・児童委員との連携、協働体制の構築	主任児童委員連絡会を通じて情報共有を行い、課題の共有や対応方法について関係機関と協議を深めることができた(令和4年度主任児童委員連絡会12回開催)。日常の事務の中で、民生委員・児童委員の見守り活動により支援が必要と見受けられた対象者について、関係機関と連携しながら支援活動を行うことができた（令和4年度関係機関との連絡調整1,712件）。
③自殺対策に関わる検討会・対策会議等の開催	福祉のまちづくり推進委員会や庁内会議において、本計画の進捗管理・検討等を行うほか、関係者の連携体制構築・強化を図り、自殺対策を全庁的な取り組みとして、推進することができた。
基本施策（2）自殺対策を支える人材の育成	
①様々な分野でのゲートキーパーの養成	令和2・3年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため、講座開催が出来なかったが、令和元年・4年度はゲートキーパー養成講座及びゲートキーパーフォローアップ講座の開催を通して、自殺予防に対するゲートキーパーの役割を担える住民を養成することができた。(令和元年・令和4年度講座参加延べ65名)
②自殺対策に係る職員研修の実施	令和2・3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、研修の開催が出来なかったが、令和元年・令和4年度は自殺対策に係る職員研修を実施し、ゲートキーパーの役割、対応スキルの習得に努め、庁内連携に生かすことができた(令和元年・令和4年度研修参加延べ31名)。
基本施策（3）町民への啓発と周知	
①自殺予防週間と自殺対策強化週間を中心とした啓発事業の実施	令和2～4年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため、街頭キャンペーンの実施は出来なかったが、自殺対策を周知するため、役場庁舎内で自殺対策ミニ展示を開催したほか、町内循環バスにチラシを掲示する等広く住民に周知を図った。
②こころの病等に関する知識の普及啓発	令和2・3年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため、講座開催が出来なかったが、令和元年・4年度はこころの健康講座を開催し、メンタルヘルスに関する正しい知識の普及に努めた(令和元年・4年度講座参加延べ65名)
③町ホームページや広報誌等による啓発	町広報にこころの健康やストレスの対処法に関する記事を掲載し、うつ病等の精神疾患やストレス対処法に関する正しい知識の普及を図るとともに、福祉支援課窓口や、「二十歳のつどい」で相談先一覧や相談窓口周知カードを配布し、各種支援窓口の周知を図った。
④「こころの体温計」によるセルフチェックの普及啓発	自身のこころの状態を診断できるアプリ「こころの体温計」を導入し、セルフチェックの習慣化を図った。毎月一定のアクセス数があり、住民のメンタルチェックの習慣化に寄与することができた(令和元年～4年利用数延べ41,362回)。
基本施策（4）生きることの促進要因への支援	
①いのちを支える相談室の開設	日常の業務の中で、精神障がいや発達障がいなどがある方やそのご家族に対して精神保健福祉士や社会福祉士による相談支援を実施し、当事者やご家族からのSOSの声を受け止め、関係機関と連携し、適切な支援へつなげた（令和4年度対応延べ1,170件）。
②こころの健康相談への対応	障がいのある方や、心の健康に不安を持つ方の相談に対応するとともに、適切な相談先や医療機関につなげた（令和4年度対応延べ1,170件）。
③子育て総合相談窓口の活用	妊娠届提出時から出産・子育て総合支援窓口として電話での相談受付のほか、面接や個別訪問を行うとともに、健診の助成やマタニティセミナー、乳幼児健診、親子学級等を実施し支援に努めた。
④町民相談への対応	期間内はコロナ禍のため、相談自体が中止や通常の対面相談から電話相談となるなど、対応を変更しながらできるだけ、相談できる機会を減らすことがないよう努めた。 (令和4年度対応延べ数：法律相談140件、司法書士法律相談62件、行政書士相談7件、不動産相談11件、交通事故相談6件、消費生活相談74件、人権・行政こまりごと相談8件)

⑤障がい者等に関する相談支援	障がいのある方やそのご家族が生活する上で生じる様々なニーズに応じ、生活を組み立てるための相談や調整等を総合相談窓口ゆいはとにて実施した（令和4年度対応延べ2,293件）。また、福祉支援課において、障がい者虐待の相談や通報に対応し、障がい者の権利擁護に努めた。
⑥母子保健事業の推進	出生面接で、母子支援計画を作成し、ハイリスク妊婦や希望する妊婦に対して訪問指導を行い、生まれた子と保護者に対しては産婦訪問や赤ちゃん訪問(令和4年度訪問199件)を実施し、そこで産後うつ病等の兆候のある方に対し、受療支援や産後ケアなどにより、その後の継続支援、医療機関との連携を図った。
⑦配偶者等からの虐待防止への支援	必要な関係機関と連携しながら適切に対応し、必要な支援を行った（令和4年度対応延べ17件）。
⑧自死遺族ホットラインでの支援	身近な人を自殺で亡くされた方に自死遺族ホットラインの連絡先がかかれたパンフレットを窓口に配架し、相談先の周知を図った。
⑨自死遺族相談ダイヤルでの支援	身近な人を自殺で亡くした方に自死遺族相談ダイヤルについて情報提供し、自死遺族が孤立しないよう適切な支援につないだ。
⑩自死遺族等が集える機会の提供	身近な人を自殺で亡くした方に自死遺族のわかちあいの会について情報提供し、自死遺族が孤立しないよう適切な支援につないだ。

● 重点施策

計画における項目	実施内容
重点施策（１）子ども・若者の自殺対策の推進	
①児童・生徒に関する教育相談支援事業の推進	コロナ禍も重なり、不登校を含む様々な支援を要する児童・生徒が増加する中、学校教育相談員や臨床心理士等の専門家を派遣することができた。学校は、専門的な立場としての意見や助言を受けることで、児童・生徒への支援を継続的に行うことができた。
②児童・生徒の自殺予防（いじめ）に関する教育事業の推進	コロナ禍も重なり、児童・生徒のコミュニケーション不足などによる対人関係における不安感が蓄積された状況もあった。その中でも、各校の道徳、特別活動による実践により、よりよい人間関係を構築し、いのちの大切さについて理解を図ることができた。
③ICT（インターネットやSNS等）に潜む危険性に関する教育事業の推進	児童・生徒の発達の段階に応じた情報モラルについての指導を実践する。また、保護者に対してもインターネットを介したトラブル等についての情報の共有を図った。児童・生徒が個々の端末を所持する現在、家庭、PTAとの情報共有も図った。
④SOSの出し方に関する教育の推進	児童・生徒の発達の段階に応じ、こころの健康保持にかかる教育を実践した。また、各学校で教職員に相談する機会を設けたり、国・県等で開設している相談機関の周知を図った。
⑤児童虐待の未然防止、再発防止への取り組み	要保護児童等対策連絡協議会で要保護児童の対応を関係機関とともに協議を行い（会議開催延べ31回・要保護児童訪問延べ23件）、テレビや新聞で取り上げられているような痛ましい事例は、幸いにも本町では発生しておらず、虐待の防止に努めることができた。
⑥職業的自立へ向けた若者への支援	ハローワークの案内だけでなく、障がい特性に起因する仕事上の悩みやメンタル不調を抱える就業者の悩みを傾聴し、必要な支援や医療につなぐことで、若者の職業的自立をサポートすることができた。
重点施策（２）中・高年世代の自殺対策の推進	
①職場や勤務上で生じる問題の是正や防止対策の推進	職場で発生する様々なトラブルに関する相談があった際には、労働基準監督署かながわ労働センターの情報を提供し、職業上で生じる問題の是正に寄与した。
②働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による支援	働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の情報提供の事例はなかったが、担当者がポータルサイト「こころの耳」の発信内容を適宜チェックし、必要時活用できるよう情報収集を行った。
③生活困窮者への支援	生活保護を所管する厚木保健福祉事務所をはじめ、町社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員等関係機関と連携しながら生活困窮者相談に対応し、支援を行った（令和4年度対応延べ37件）。
重点施策（３）高齢者の自殺対策の推進	
①高齢者に関する相談支援	高齢者が安心して安定した生活ができるよう相談・支援を行う総合機関である地域包括支援センター、在宅介護の総合的な相談や助言などを行う在宅介護支援センター等関係機関と連携しながら高齢者の相談に対応し、支援を行った（令和4年度総合相談延べ1,488件）。
②生きがいがづくり事業等との連携による支援	新型コロナウイルス感染症拡大により、地域での通いの場の活動が自粛されたり、縮小された経緯はあったものの、それぞれの団体が会員相互の関わりを継続したことにより、活動を再開することができ、高齢者の生きがいがづくりにつながった。
③生活困窮者への支援（再掲）	生活保護を所管する厚木保健福祉事務所をはじめ、町社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員等関係機関と連携しながら生活困窮者相談に対応し、支援を行った（令和4年度対応延べ37件）。

第4章 自殺対策が目指すもの

4-1 基本理念

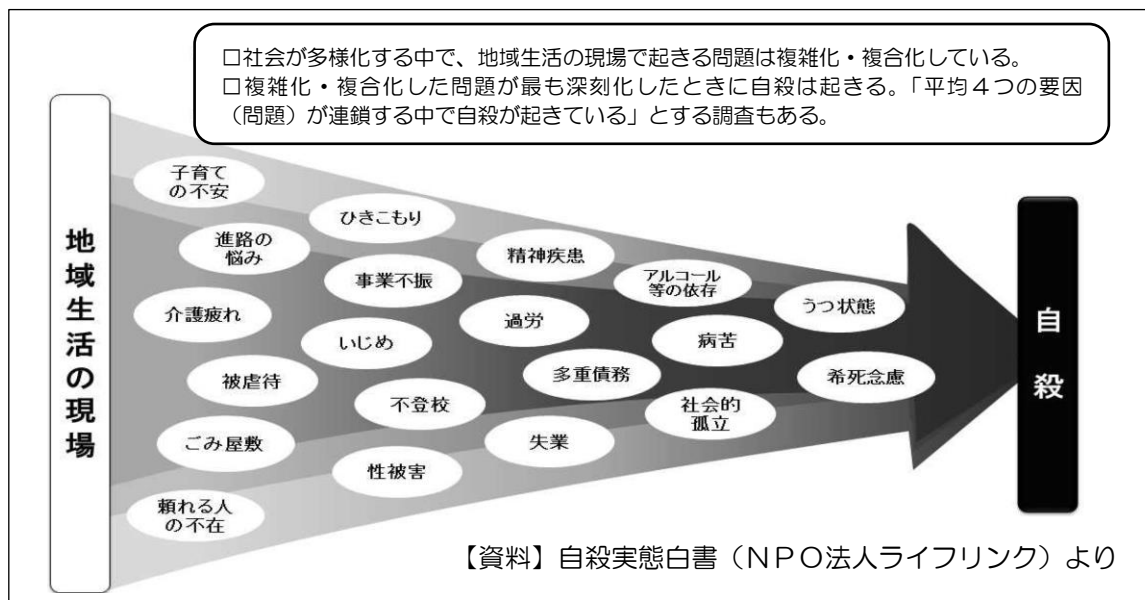
～誰も自殺に追い込まれることのない町～

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立てないという役割喪失感、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感など、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と定めています。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。

本町における自殺対策においても、地域の様々な機関・団体等と連携・協力し、地域のすべての皆さんが、かけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない町」の実現を目指します。



4-2 施策の体系

基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない町」の実現に向け、「生きることの包括的な支援」として、次頁の施策体系のもと、自殺対策を推進していきます。

4-3 計画の目標

国の「自殺総合対策大綱」（令和4年10月改定）では、我が国の自殺死亡率を先進諸国の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、平成27年の自殺死亡率18.5を30%以上減少させ、13.0以下にすることを当面の目標に掲げています。

また、県の「かながわ自殺対策計画」では、国の目標を踏まえ、平成30年度（平成28年数値）から、令和9年度（令和8年数値）までの10年間で、自殺死亡率を、30%以上減少させることとしています。

本町における数値目標を設定するにあたっては、前述したとおり、人口規模が比較的小さいため、自殺死亡率は年により大きな変動があること、また、このことにより、減少率を見極めるための基準年を定めることが難しいことなどにより、国や県と同様な目標設定は困難と考えられます。

そこで、本町においては、自殺対策が最終的に目指すものは「誰も自殺に追い込まれることのない町」の実現であることに鑑み、計画の目標を継続し、「自殺者ゼロの町」とします。

計画の目標

『自殺者ゼロの町』とします。

誰も自殺に追い込まれることのない町

生きることの包括的な支援

◆基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

◆自殺対策に係る関係機関等の連携・ネットワークの強化

- ① 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議の開催
- ② 民生委員・児童委員との連携、協働体制の構築
- ③ 地域の医療機関との連携強化
- ④ 自殺対策に関わる検討会・対策会議等の開催

(2) 自殺対策を支える人材の育成

◆早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成

- ① 様々な分野でのゲートキーパーの養成
- ② 自殺対策に関する職員研修の実施
- ③ 民生委員・児童委員への研修や普及啓発の実施

(3) 町民への啓発と周知

◆町民一人ひとりの気づきと見守りの促進

- ① 自殺予防週間と自殺対策強化月間を中心とした啓発事業の実施
- ② メンタルヘルスに関する知識の普及啓発
- ③ 町ホームページや広報誌等による啓発
- ④ 「こころの体温計」によるセルフチェックの普及啓発

(4) 生きることの促進要因への支援

◆心の健康保持・増進のための相談体制の整備

- ① メンタルヘルスを支える相談支援体制の整備
- ② ICTを活用した自殺対策の強化
- ③ 子育て総合相談窓口の活用
- ④ 町民相談への対応
- ⑤ 障がい者等に関する相談支援
- ⑥ 配偶者等からの暴力防止への支援

◆自殺で家族等を亡くされた方々（自死遺族等）に対する支援

- ① 自死遺族ホットラインでの支援
- ② 自死遺族相談ダイヤルでの支援
- ③ 自死遺族等が集える機会の提供

◆重点施策

(1) 子ども・若者の自殺対策の推進

◆子ども・若者を取り巻く環境の整備

- ① 児童・生徒に関する教育相談支援事業の推進
- ② 児童・生徒の自殺予防（いじめ）に関する教育事業の推進
- ③ ICT（インターネットや SNS 等）に潜む危険性に関する教育事業の推進
- ④ SOS の出し方に関する教育の推進
- ⑤ メンタルヘルスに関する教育の推進
- ⑥ ヤングケアラーへの支援
- ⑦ ICTを活用した自殺対策の強化（再掲）
- ⑧ 児童虐待の未然防止、再発防止への取組み
- ⑨ 職業的自立へ向けた若者への支援

(2) 中・高年世代の自殺対策の推進

◆中・高年世代を取り巻く環境の整備

- ① 職場や勤務上で生じる問題の是正や防止対策の促進
- ② 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による支援
- ③ 生活困窮者への支援

(3) 高齢者の自殺対策の推進

◆高齢者を取り巻く環境の整備

- ① 高齢者等に関する相談支援
- ② 生きがいつくり事業等との連携による支援
- ③ 生活困窮者への支援（再掲）

【新設】

(4) 女性に対する自殺対策の推進

◆女性を取り巻く環境の整備

- ① メンタルヘルスを支える相談支援体制の整備（再掲）
- ② ICTを活用した自殺対策の強化（再掲）
- ③ 子育て総合相談窓口の活用（再掲）
- ④ 母子保健事業の推進
- ⑤ 配偶者等からの暴力防止への支援（再掲）
- ⑥ 生活困窮者への支援（再掲）
- ⑦ 職業的自立へ向けた女性への支援

第5章 自殺対策の取組み

5-1 基本施策

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。このような心情や背景への理解を深めることも含め、自殺の問題は一部の人だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることを認識し、「町民一人ひとりの気づきと地域における見守りの促進」を図ります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除くとともに、自殺対策における町民の役割等についても理解と関心が深まるよう、普及啓発事業を展開します。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。

◆ 自殺対策に係る関係機関等の連携・ネットワークの強化

【主な事業】

① 地域自殺対策※ハイリスク地ネットワーク会議の開催

概 要	担 当 課 等
近隣地域での課題と対策の共有・検討を行うため、神奈川県、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、清川村、警察署、消防署及び民間団体と連携します。	福祉支援課 県精神保健福祉センター 県保健福祉事務所 関係自治体

※ ハイリスク地とは、様々な要因により、自殺が多発している地域

② 民生委員・児童委員との連携、協働体制の構築

概 要	担 当 課 等
地域における相談・見守り体制を強化し、地域住民の孤独・孤立を防ぎます。また、必要に応じて関係支援機関との連携を図ります。	民生委員・児童委員 福祉支援課

③ 地域の医療機関との連携強化

概 要	担 当 課 等
地域の医療機関と連携、協働体制を構築し、生活課題を抱える地域住民を適切な相談先につなぐ支援に取り組みます。	福祉支援課 県精神保健福祉センター 県保健福祉事務所 地域の医療機関

④ 自殺対策に関わる検討会・対策会議等の開催

概 要	担 当 課 等
町福祉のまちづくり推進委員会や庁内会議において、本計画の進捗管理・検討等を行うほか、関係者の連携体制構築・強化を図り、自殺対策を全町的な取組みとして推進していきます。	福祉支援課 関係各課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通じて「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要です。そこで、自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

◆ 早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成

【主な事業】

① 様々な分野でのゲートキーパーの養成

概 要	担 当 課 等
幅広い立場や世代の方を対象とした、ゲートキーパー養成講座を開催し、自殺予防に対するゲートキーパーの役割を担える町民を増やします。	福祉支援課

② 自殺対策に関する職員研修の実施

概 要	担 当 課 等
町職員向けの研修等を実施し、自殺の危険性がある人に接する機会があるという意識付けを図るとともに、適切な対応スキルの習得に努めます。	総務課 福祉支援課

③ 民生委員・児童委員への研修や普及啓発の実施

概 要	担 当 課 等
民生委員・児童委員への研修で、委員活動に必要な知識の習得を図ります。また、会議等の機会に、自殺対策に関する情報提供を行います。	福祉支援課

(3) 町民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人や、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

このため、地域、職場及び学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で関係支援機関につなげていく体制を整えます。

また、いまだに自殺や精神疾患に対する誤った認識や偏見が根強く残っていることから、引き続き、正しい認識を広げるための啓発活動を進めます。

さらに、自殺予防には、日頃から、一人ひとりが、自身の「こころの健康管理」を行い、心身ともに健全な状態を保持することが重要であるため、現在のこころの状態をセルフチェックすることができるアプリの利用促進に努めます。

◆ 町民一人ひとりの気づきと見守りの促進

【主な事業】

① 自殺予防週間と自殺対策強化月間を中心とした啓発事業の実施

概 要	担 当 課 等
自殺対策を周知するため、自殺に関する街頭キャンペーン等の実施をはじめ、様々な場面で各方面への啓発活動を展開します。	福祉支援課

② メンタルヘルスに関する知識の普及啓発

概 要	担 当 課 等
うつ病等の精神疾患や自殺に関する正しい知識の普及を図るための講座等を実施します。	福祉支援課

③ 町ホームページや広報誌等による啓発

概 要	担 当 課 等
自殺対策やこころの健康に関する正しい知識を町ホームページや広報誌等に掲載し、周知します。合わせて、「相談窓口周知カード」を配布し、各種支援窓口の周知を図ります。	福祉支援課

④「こころの体温計」によるセルフチェックの普及啓発

概 要	担 当 課 等
自身のこころの状態を診断できるアプリ「こころの体温計」の利用を促進し、セルフチェックの習慣化を図ります。	福祉支援課

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。

また、自殺対策は自殺が起きた後の対策も重要であり、自殺で亡くなった方の遺族等に対する支援も必要です。さらに、普段から自殺リスクを低減できるよう相談支援体制の充実も重要といえます。

具体的には、阻害要因となる生活上の困り事を察知し、関係者同士の連携で解決を図る体制の整備を進めていきます。

◆ 心の健康保持・増進のための相談体制の整備

【主な事業】

① メンタルヘルスを支える相談支援体制の整備

概 要	担 当 課 等
精神保健福祉士や社会福祉士等によるメンタルヘルス相談を実施し、様々な悩みを抱えた当事者やその家族等からのSOSの声を聴き、適切な支援に結びつけます。	福祉支援課 県保健福祉事務所 相談支援事業所

② ICTを活用した自殺対策の強化

概 要	担 当 課 等
SNS等のICTを活用した相談支援体制の整備を行い、若者をはじめとした悩みを抱える方がより気軽に相談できる体制を整えます。	県がん・疾病対策課 【情報提供役：福祉支援課】

③ 子育て総合相談窓口の活用

概 要	担 当 課 等
妊娠・出産・子育て期までの様々な総合相談窓口として、切れ目ない支援に努めます。	健康推進課

④ 町民相談への対応

概 要	担 当 課 等
日常生活における困りごとの相談のほか、弁護士による法律相談、人権擁護委員による相談、交通事故相談、消費生活相談など、様々な相談に対応します。	住民協働課

⑤ 障がい者等に関する相談支援

概 要	担 当 課 等
障がい者に関する虐待の相談、その他福祉サービス等の相談に対応します。	福祉支援課 相談支援事業所

⑥ 配偶者等からの暴力防止への支援

概 要	担 当 課 等
配偶者等からの暴力相談に応じ、関係機関と連携し、必要な支援を行います。	住民協働課

◆ 自殺で家族等を亡くされた方々（自死遺族等）に対する支援

① 自死遺族ホットラインでの支援

概 要	担 当 課 等
身近な人を自殺で亡くした方からの各種相談に対応します。	神奈川県弁護士会 【情報提供役：福祉支援課】

② 自死遺族相談ダイヤルでの支援

概 要	担 当 課 等
身近な人を自殺で亡くした方を対象に、無料電話相談を行います。また、傾聴のほか、相談内容に応じて必要な支援の情報提供を行います。	全国自死遺族総合支援センター 【情報提供役：福祉支援課】

③ 自死遺族等が集える機会の提供

概 要	担 当 課 等
身近な人を自殺で亡くした方が集い、安心して気持ちを語り合う場を提供します。	県精神保健福祉センター 【情報提供役：福祉支援課】

5-2 重点施策

(1) 子ども・若者の自殺対策の推進

子ども・若者の抱える悩みは多種多様であり、ライフスタイルや生活の場、さらには、ライフステージに応じた対策が求められます。

児童・生徒及び学生は、家庭、地域、学校が主な生活の場となっており、教育機関や児童福祉関係機関による対策が主となりますが、10代後半からは、就労に関する問題も生じてきます。そのため、保健・医療・福祉・教育・労働等の様々な分野の機関と連携した取組みが重要です。

◆子ども・若者を取り巻く環境の整備

【主な事業】

① 児童・生徒に関する教育相談支援事業の推進

概 要	担 当 課 等
不登校を含む様々な支援を要する児童・生徒並びに家族に対し、学校教育相談員の派遣や、窓口・電話での相談活動を実施します。	教育開発センター

② 児童・生徒の自殺予防（いじめ）に関する教育事業の推進

概 要	担 当 課 等
いのちの授業を実施し、いのちの大切さについて理解を深める機会を確保するとともに、自己肯定感を高めるための支援プログラムを実施します。	教育委員会指導室

③ ICT（インターネットやSNS等）に潜む危険性に関する教育事業の推進

概 要	担 当 課 等
ICT によるいじめ、誹謗中傷による被害、出会い系や自殺関連等の危険なサイトの利用、個人情報や写真の流出など、ICT の危険性に関する授業等を実施し、子どもが事件に巻き込まれるリスクを未然に防止します。また、保護者に対しても、周知し、家庭等での教育を促進します。	教育委員会指導室

④ SOSの出し方に関する教育の推進

概 要	担 当 課 等
学校活動、道徳教育等を通じて、いのちの大切さやSOSの出し方に関する教育を推進します。	教育委員会指導室

⑤ メンタルヘルスに関する教育の推進

概 要	担 当 課 等
学校活動、道徳教育等を通じて、メンタルヘルスへの正しい理解や適切な対応に関する教育を推進します。	教育委員会指導室

⑥ ヤングケアラーへの支援

概 要	担 当 課 等
地域におけるヤングケアラーの相談・見守り体制を構築し、必要に応じて関係機関と連携を図ります。	子育て支援課

⑦ ICTを活用した自殺対策の強化（再掲）

概 要	担 当 課 等
SNS等のICTを活用した相談支援体制の整備を行い、若者をはじめとした悩みを抱える方がより気軽に相談できる体制を整えます。	県がん・疾病対策課 【情報提供役：福祉支援課】

⑧ 児童虐待の未然防止、再発防止への取組み

概 要	担 当 課 等
要保護児童に関わる機関との連携を図り、虐待の防止に努めます。	子育て支援課 県児童相談所

⑨ 職業的自立へ向けた若者への支援

概 要	担 当 課 等
就労支援窓口における職業相談を実施するとともに、就労に係るこころの悩みや生活上の問題に関する相談にも対応します。	公共職業安定所 (ハローワーク) 【情報提供役：商工観光課】

(2) 中・高年世代の自殺対策の推進

働く人が職場環境をはじめとした労働における様々な問題により、自殺リスクが高まることを防ぐため、職場でのメンタルヘルス対策を推進するとともに、長時間労働やハラスメントに関しての法律や制度を周知することで、勤務問題の解消を図ります。

また、自殺の主な要因となる生活困窮の背景には、失業、多重債務、介護、障害等の多様かつ広域的な問題を複合的に抱えることが多いため、包括的な支援が必要となります。労働、保健、医療、福祉などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

◆中・高年世代を取り巻く環境の整備

【主な事業】

① 職場や勤務上で生じる問題の是正や防止対策の促進

概 要	担 当 課 等
職場で発生する様々なトラブルに関する相談に対応するとともに、労働問題の未然防止のための労働教育などを推進します。	労働基準監督署 かながわ労働センター 【情報提供役：商工観光課】

② 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による支援

概 要	担 当 課 等
こころの不調や不安に悩む労働者やその家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者などへの情報提供や相談支援を推進します。	厚生労働省 【情報提供役：福祉支援課】

③ 生活困窮者への支援

概 要	担 当 課 等
関係機関連携の下、生活困窮に関する相談に対応し、相談内容に応じて必要な支援や情報提供を行います。	県保健福祉事務所 県社会福祉協議会 町社会福祉協議会 福祉支援課

(3) 高齢者の自殺対策の推進

保健、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

また、高齢者のみならず、その介護者、家族を含めた包括的な支援提供を図ります。

◆高齢者を取り巻く環境の整備

【主な事業】

① 高齢者等に関する相談支援

概 要	担 当 課 等
高齢者等に関する健康問題、介護負担、虐待などの問題や、介護サービス等の相談に対応します。	高齢介護課 地域包括支援センター

② 生きがいづくり事業等との連携による支援

概 要	担 当 課 等
地域の高齢者が気軽に参加し、情報の交換や相談の場として活動している「高齢者いきいきサロン」や「楽らくクラブ」などの活動を支援します。	高齢介護課 地域包括支援センター 健康推進課

③ 生活困窮者への支援（再掲）

概 要	担 当 課 等
関係機関連携の下、生活困窮に関する相談に対応し、相談内容に応じて必要な支援や情報提供を行います。	県保健福祉事務所 県社会福祉協議会 町社会福祉協議会 福祉支援課

(4) 女性に対する自殺対策の推進【新設】

新型コロナウイルス感染症は、社会や人々の生活に大きな影響を与えていますが、特にリモートワークの普及などの生活様式の変化により、家で過ごす時間が増えたことで、家庭内におけるトラブルが顕在化するケースも生じているといわれており、これらの過度なストレスによるDV等の増加・深刻化が問題となっています。また、就労面においても非正規雇用の増大に伴う経済的格差の課題等が指摘されています。

このようなコロナ禍で顕在化した課題を踏まえ、女性支援や妊産婦への支援等を庁内及び関係機関の連携の下、推進します。

◆女性を取り巻く環境の整備

【主な事業】

① メンタルヘルスを支える相談支援体制の整備（再掲）

概 要	担 当 課 等
精神保健福祉士や社会福祉士等によるメンタルヘルス相談を実施し、様々な悩みを抱えた当事者やその家族等からのSOSの声を聴き、適切な支援に結びつけます。	福祉支援課 県保健福祉事務所 相談支援事業所

② ICTを活用した自殺対策の強化（再掲）

概 要	担 当 課 等
SNS等のICTを活用した相談支援体制の整備を行い、若者をはじめとした悩みを抱える方がより気軽に相談できる体制を整えます。	県がん・疾病対策課 【情報提供役：福祉支援課】

③ 子育て総合相談窓口の活用（再掲）

概 要	担 当 課 等
妊娠・出産・子育て期までの様々な総合相談窓口として、切れ目ない支援に努めます。	健康推進課

④ 母子保健事業の推進

概 要	担 当 課 等
妊婦訪問・産婦訪問・赤ちゃん訪問やスクリーニング事業等※を実施し、産後うつ病等の早期発見と個別支援につなぎます。	健康推進課

※ 産後うつ病等のスクリーニング事業・・・育児等に関するアンケート等を記入してもらうことにより、うつ病等にかかる危険性を把握するもの。

⑤ 配偶者等からの暴力防止への支援（再掲）

概 要	担 当 課 等
配偶者等からの暴力相談に応じ、関係機関と連携し、必要な支援を行います。	住民協働課

⑥ 生活困窮者への支援（再掲）

概 要	担 当 課 等
関係機関連携の下、生活困窮に関する相談に対応し、相談内容に応じて必要な支援や情報提供を行います。	県保健福祉事務所 県社会福祉協議会 町社会福祉協議会 福祉支援課

⑦ 職業的自立へ向けた女性への支援

概 要	担 当 課 等
就労支援窓口における職業相談を実施するとともに、就労に係るこころの悩みや生活上の問題に関する相談にも対応します。	公共職業安定所 (ハローワーク) 【情報提供役：商工観光課】

第6章 計画の推進体制

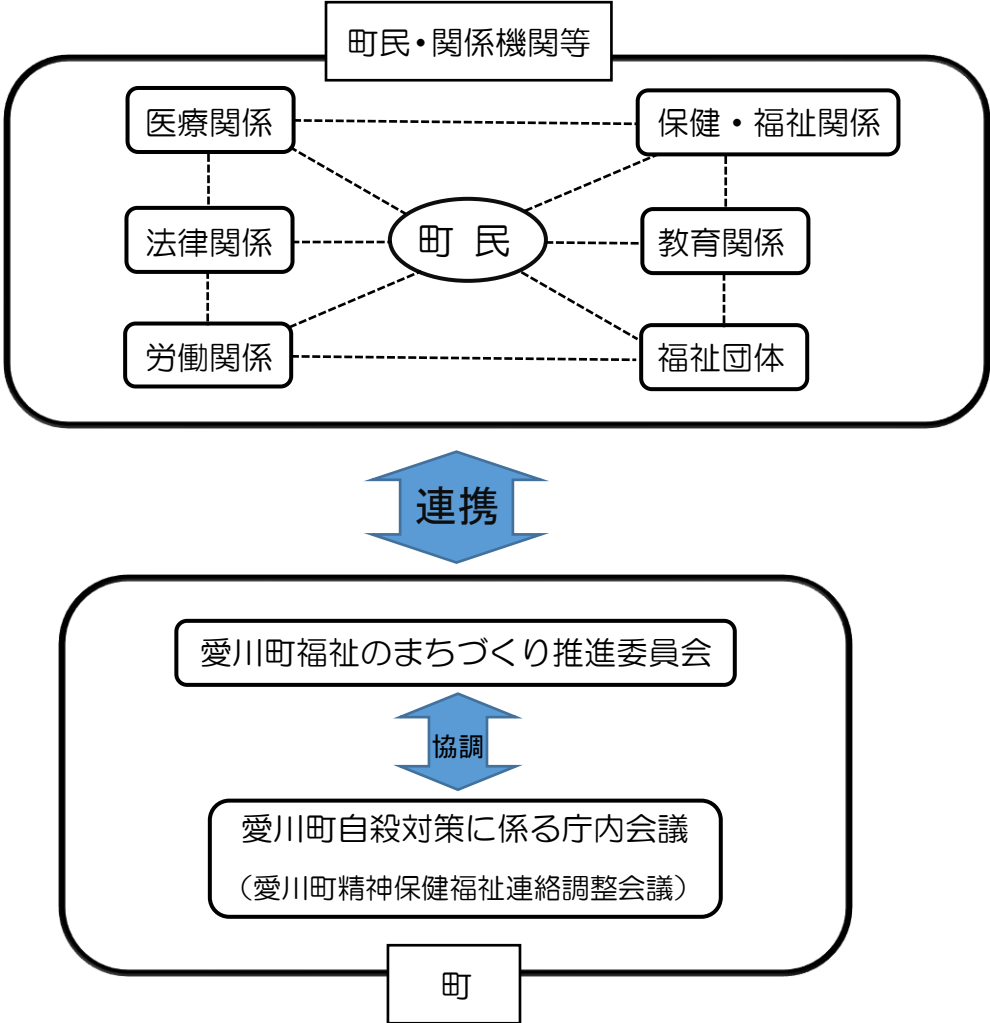
6-1 実施体制及び進捗管理（点検・評価）

この計画を推進するためには、本町のみならず、様々な関係機関や関係団体との連携を図りながら、計画の進捗状況の定期的な評価を実施するなど、PDCAサイクルの考えを取り入れながら、取り組んでいく必要があります。

したがって、福祉支援課が中心となり、役場関係部局はもとより、医療、保健、福祉、法律、教育、労働などの様々な機関等との緊密な連携のもと、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ内容について定期的に点検し、進捗状況の把握と評価を行っていきます。

なお、点検及び評価については、保健、医療、福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「愛川町福祉のまちづくり推進委員会」が中心となり実施します。



第7章 資料編

愛川町福祉のまちづくり推進委員会委員名簿

【任期期間：令和5年～令和6年】

（敬称略）

No.	選出区分	選出母体（所属等）	氏 名
1	公募による町民等	公募委員（一般町民）	近藤 史朗
2		公募委員（一般町民）	椎橋 久子
3	学識経験を有する者	（大学教授等）	高橋 幸三郎
4	民生委員・児童委員	愛川町民生委員児童委員協議会	伊坂 和夫
5	医療関係者	町内医師会	中村 和久
6		町内歯科医師会	長内 裕子
7	関係団体等の代表者	愛川町区長会	郷司 孝志
8		愛川町婦人団体連絡協議会	齋藤 光枝
9		愛川町老人クラブ連合会	中村 隆幸
10		愛川町身体障害者福祉協会	岡部 真由美
11		愛川町手をつなぐ育成会	原田 靖子
12		愛川町社会福祉協議会	石井 康弘
13		愛川町ボランティア連絡協議会	井上 桂
14	関係行政機関の職員	神奈川県厚木保健福祉事務所	金子 大輔
15		神奈川県社会福祉協議会	寺島 隆之

計画策定経過

年 月 日	各種調査・会議等	内 容	
令和5年	7月20日	愛川町自殺対策計画改定ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> ・改定スケジュール ・第1期自殺対策計画推進状況 ・自殺対策計画（素案）について
	8月25日	愛川町精神保健福祉連絡調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・改定スケジュール ・第1期自殺対策計画推進状況 ・自殺対策計画（素案）について
	10月10日	政策調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画（素案）について
	10月18日	行政経営会議	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画（素案）について
	11月27日	第1回愛川町福祉のまちづくり推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案について【諮問】
	12月7日	愛川町福祉のまちづくり推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案について【答申】
	12月11日	政策調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント手続き（案）の決定
令和6年	1月5日 ～ 1月31日	パブリック・コメント手続きの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の公表及び意見の募集
	2月13日	行政経営・政策調整合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の確定



5 愛 福
令和5年11月27日

愛川町福祉のまちづくり推進委員会委員長 殿

愛川町長 小 野 澤 豊

第2期愛川町自殺対策計画（案）及び第7期愛川町障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画（サービス等プラン）（案）について（諮問）

第2期愛川町自殺対策計画（案）及び第7期愛川町障がい福祉計画・第3期
愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）（案）について、別紙のとおり
策定しましたので、愛川町附属機関の設置に関する条例に基づき諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 第2期愛川町自殺対策計画（案）
- (2) 第7期愛川町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（サービス等
プラン）（案）

2 計画期間

- (1) 第2期愛川町自殺対策計画（案）
令和6年度から令和10年度まで（5か年）
- (2) 第7期愛川町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（サービス等
プラン）（案）
令和6年度から令和8年度まで（3か年）

（事務担当は、民生部福祉支援課障害福祉班）



令和5年12月7日

愛川町長 小野澤 豊 殿

愛川町福祉のまちづくり推進委員会
委員長 石井 康 弘

第2期愛川町自殺対策計画（案）及び第7期愛川町障がい福祉計画・
第3期愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）（案）について（答申）

令和5年11月27日付けで諮問のありました標記のことにつきましては、慎重に
審議した結果、原案のとおり妥当なものと判断します。

なお、答申にあたり次の意見を付します。

記

【第2期愛川町自殺対策計画】

自殺対策においては、行政や専門機関の支援体制の強化が有効であることはもとより、地域の様々な支えあいの中で救われる命もあると考えられます。

愛川町では、以前から多くの団体やボランティア活動が存在しており、こうした何らかの形で地域活動を支えたいという町民の想いを形にできるよう三位一体となった自殺対策の推進に努め、基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない町」の実現に向けて計画に掲げた施策を着実に展開していただきたい。

なお、今後においては自殺行為に至った背景などの状況分析を行い、未遂者や家族などへのフォローも含め、より効果的な支援のあり方について検討していかれたい。

【第7期愛川町障がい福祉計画・第3期愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）】

「福祉施設入所者の地域生活への移行」について、国の基本的な考え方としては、施設入所者等の地域生活への移行を促進するため、グループホームなどの地域居住の場や日中活動の場など、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実を図ることとしている。

理想とすれば、地域移行を促進すべきと考えるが、安心して専門的な介護が受けられる施設入所を希望する家族も多くいる現状があることから、町がこの答申を踏まえ、目標値を達成するためにサービスを低下させることなく事業を推進されるとともに、地域への積極的な情報提供にも努めていただきたい。

第2期愛川町自殺対策計画
～「誰も自殺に追い込まれることのない町」を目指して～

令和6年3月 愛川町